

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆多床室

単位:円(税込)

要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費※	1日	847	1,694	2,541	900	1,801	2,701	970	1,939	2,909	1,026	2,053	3,079	1,081	2,162	3,242
居住費	1日	450														
特別な室料	1日	2,020 (朝食 640 昼食 640 夕食 640 おやつ 100)														
1日あたり 基本料金 ※	1割	3,577			3,630			3,700			3,756			3,811		
	2割	4,687			4,794			4,932			5,046			5,155		
	3割	5,795			5,955			6,163			6,333			6,496		
1ヶ月(30日) あたり料金	1割	107,310			108,900			111,000			112,680			114,330		
	2割	140,610			143,820			147,960			151,380			154,650		
	3割	173,850			178,650			184,890			189,990			194,880		
限度額証第2段階	1割	33,247			33,300			33,370			33,426			33,481		
限度額証第3段階①	1割	41,047			41,100			41,170			41,226			41,281		
限度額証第3段階②	1割	62,347			62,400			62,470			62,526			62,581		

※基本サービス費：一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立

機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：加算料金一覧表に ※表記している加算を合算した金額(★処遇改善加算等は除く)

◆介護保険外サービス

単位:円(税込)

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	359	10,770	【安心セット】 外部業者扱【柴橋商会】 タオル大／タオル小／ディスポタオル／歯ブラシ／歯磨き粉または 入れ／歯洗浄剤またはお口ケレイスポンジ／ボックスティッシュ／ウェッ トティッシュ／ニベアスキンミルク
衣類セットA	545	16,350	【衣類セットA】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマ又は日常着／肌着／パンツ／靴下
衣類セットB	363	10,890	【衣類セットB】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマまたは日常着
衣類セットA+私物洗濯	642	19,260	【私物洗濯】 業者洗濯を希望した場合
衣類セットB+私物洗濯	497	14,910	業者洗濯を希望した場合
私物洗濯	158	4,740	業者洗濯を希望した場合
訪問理美容代(カット)	2,500	—	毎週木曜日 専門業者により理美容(利用された方のみ)
インフルエンザ予防接種	実 費	実 費	インフルエンザ予防接種にかかる費用
教養娯楽費	実 費	実 費	実費相当額(参加者のみ徴収)
文章作成代	実 費	実 費	健康診断作成手数料、診断書、証明書等 (1,100円～内容により料金が異なります。)

入所加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ※	1日	54	109	163	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること (在宅加算型の場合のみ算定いたします)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※	1日	19	38	58	介護職員の総数の介護福祉士が60%以上に該当すること
療養食加算※	3食	18	39	57	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)※	1月	3	6	10	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月	14	28	42	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のしないこと
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)※	1月	43	85	128	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)※	1月	11	21	32	感染症法に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保と感染症の発生時等に連携し、医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加している。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)※	1月	5	11	16	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
協力医療機関連携加算(1) ※	1月	107	214	320	入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、診療の求めがあった場合、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。
協力医療機関連携加算(2)	1月	5	11	16	(1) それ以外の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ★	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式: 所定単位数 × 加算率(7.5%) × 地域単価(10.68) × 自己負担割合
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
初期加算(Ⅰ)	1日	64	128	192	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した者について、1日につき所定単位数を算定。
初期加算(Ⅱ)	1日	32	64	96	入所した日から起算して30日以内の期間については1日につき所定単位数を加算する。
安全対策体制加算(初回のみ)	1回	21	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回限り算定)
短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	1日	214	427	641	入所者に対して、医師等が、その入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行っていること。
外泊時費用	1日	387	773	1,160	入所者に対して居宅への外泊を認めた場合1ヶ月に6日を限度として算定
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1日	481	961	1,442	施設に1月以上見込みのある方の居宅を訪問して、退所を目的とした施設サービス計画の策定と診療方針を決定した場合に算定
入退所前連携加算Ⅱ	1回	427	854	1,282	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針等の情報提供をした場合。
再入所時栄養連携加算	1回	214	427	641	医療機関に入院し介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある場合と入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の導入)等、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行ない、家族の同意のもと栄養ケア計画を作成した場合算定
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	534	1,068	1,602	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に 対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	267	534	801	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関 に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
退所時栄養情報連携加算	1月	75	150	224	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者を対象とし、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として所定単位数を算定
看護指示加算	1月	320	641	961	退所後、訪問看護が必要な場合に主治医への情報提供をした場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	1日	255	511	766	所定疾患(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)に算定。1月1回連続して7日間限度で算定
新興感染症等施設療養費	1日	256	513	769	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合、月1回、連続する5日を限度として算定する。
緊急時治療加算	1日	553	1,106	1,660	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定(投薬・検査・注射・処置等)
経口維持加算Ⅰ	1回	427	854	1,282	多職種が共同して食事の観察及び会議等を月1回以上行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合
経口維持加算Ⅱ	1月	107	214	320	口腔衛生管理加算Ⅰの摘要に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理を実施、また有効な実施の為、必要な情報を活用していること
※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。					
◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。					

◆介護保険負担限度額認定要件

利用者負担段階	対象者
第4段階	下記以外
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超えるかた
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた
第1段階	市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

◆個室(二人部屋) 単位:円(税込)

要介護度		介護1			介護2			介護3			介護4			介護5		
負担割合		1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本サービス費※	1日	847	1,694	2,541	900	1,801	2,701	970	1,939	2,909	1,026	2,053	3,079	1,081	2,162	3,242
居住費	1日	450														
特別な室料	1日	2,750														
食費	1日	2,020 (朝食 640 昼食 640 夕食 640 おやつ 100)														
1日あたり 基本料金 ※	1割	5,877			5,930			6,000			6,056			6,111		
	2割	6,987			7,094			7,232			7,346			7,455		
	3割	8,095			8,255			8,463			8,633			8,796		
1ヶ月(30日) あたり料金	1割	176,310			177,900			180,000			181,680			183,330		
	2割	209,610			212,820			216,960			220,380			223,650		
	3割	242,850			247,650			253,890			258,990			263,880		
限度額証第2段階	1割	115,747			115,800			115,870			115,926			115,981		
限度額証第3段階①	1割	144,847			144,900			144,970			145,026			145,081		
限度額証第3段階②	1割	144,847			144,900			144,970			145,026			145,081		

※基本サービス費：一人ひとりの状態に合わせて立案した介護・リハビリテーション計画に基づき、日常生活の自立機能回復・維持支援のために提供するサービスにかかる費用です。

※1日の基本料金：加算料金一覧表に ※表記している加算を合算した金額(★処遇改善加算等は除く)

◆介護保険外サービス 単位:円(税込)

	1日あたり	1ヶ月(30日)あたり	追記事項
安心セット	359	10,770	【安心セット】 外部業者扱【柴橋商会】 タオル大／タオル小／ティッシュ／歯ブラシ／歯磨き粉または入れ／歯洗浄剤またはお口ケレイスポンジ／ボックスティッシュ／ウェットティッシュ／ニベアスキンミルク
衣類セットA	545	16,350	【衣類セットA】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマ又は日常着／肌着・パンツ／靴下
衣類セットB	363	10,890	【衣類セットB】外部業者扱【柴橋商会】 パジャマまたは日常着
衣類セットA+私物洗濯	642	19,260	【私物洗濯】 業者洗濯を希望した場合
衣類セットB+私物洗濯	497	14,910	業者洗濯を希望した場合
私物洗濯	158	4,740	業者洗濯を希望した場合
特別な室料	2,750	82,500	二人部屋を使用した場合
訪問理美容代(カット)	1,800	—	毎週木曜日 専門業者により理美容(利用された方のみ)
インフルエンザ予防接種	実 費	—	インフルエンザ予防接種にかかる費用
教養娯楽費	実 費	—	実費相当額(参加者のみ徴収)
文章作成代	実 費	—	健康診断作成手数料、診断書、証明書等 (1,100円～内容により料金が異なります。)

入所加算料金(円)		負担割合			摘 要
		1割	2割	3割	
在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ※	1日	54	109	163	在宅復帰・在宅療養支援等指標により算定した数が40以上であること (在宅加算型の場合のみ算定いたします)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)※	1日	19	38	58	介護職員の総数の介護福祉士が60%以上に該当すること
療養食加算※	3食	18	39	57	糖尿病食・減塩食等を1日につき3食を限度提供した場合算定。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)※	1月	3	6	10	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月	14	28	42	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のしないこと
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)※	1月	43	85	128	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)※	1月	11	21	32	感染症法に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保と感染症の発生時等に連携し、医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に年に1回以上参加している。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)※	1月	5	11	16	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
協力医療機関連携加算(1) ※	1月	107	214	320	入所者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、診療の求めがあった場合、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。
協力医療機関連携加算(2)	1月	5	11	16	(1) それ以外の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ★	1月	基本サービス費に各加算・減額を加えた総単位数			介護職員の処遇改善のために加算されます。 計算式：所定単位数×加算率(7.5%)×地域単価(10.68)×自己負担割合
夜勤職員配置加算	1日	26	51	77	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合算定
初期加算(Ⅰ)	1日	64	128	192	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した者について、1日につき所定単位数を算定。
初期加算(Ⅱ)	1日	32	64	96	入所した日から起算して30日以内の期間については1日につき所定単位数を加算する。
安全対策体制加算(初回のみ)	1回	21	43	64	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。(入所時に1回限り算定)
短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	1日	214	427	641	入所者に対して、医師等が、その入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリを行っていること。
外泊時費用	1日	387	773	1,160	入所者に対して居宅への外泊を認めた場合1ヶ月に6日を限度として算定
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1日	481	961	1,442	施設に1月以上見込みのある方の居宅を訪問して、退所を目的とした施設サービス計画の策定と診療方針を決定した場合に算定
入退所前連携加算Ⅱ	1回	427	854	1,282	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針等の情報提供をした場合。
再入所時栄養連携加算	1回	214	427	641	医療機関に入院し介護保険施設への再入所者であって特別食等を提供する必要がある場合と入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の導入)等、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行ない、家族の同意のもと栄養ケア計画書を作成した場合算定
退所時情報提供加算(Ⅰ)	1回	534	1,068	1,602	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に 対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	1回	267	534	801	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関 に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。
退所時栄養情報連携加算	1月	75	150	224	厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者を対象とし、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として所定単位数を算定
看護指示加算	1月	320	641	961	退所後、訪問看護が必要な場合に主治医への情報提供をした場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	1日	255	511	766	所定疾患(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪)の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る)に算定。1月1回連続して7日間限度で算定
新興感染症等施設療養費	1日	256	513	769	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合、月1回、連続する5日を限度として算定する。
緊急時治療加算	1日	553	1,106	1,660	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理を行った場合算定(投薬・検査・注射・処置等)
経口維持加算Ⅰ	1回	427	854	1,282	多職種が共同して食事の観察及び会議等を月1回以上行い、経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、特別な管理を実施した場合
経口維持加算Ⅱ	1月	107	214	320	口腔衛生管理加算Ⅰの摘要に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容及等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理を実施、また有効な実施の為、必要な情報を活用していること
※ご利用中に加算料金として毎月かかる費用となります。					
◆鎌倉市の施設においては、介護保険の給付単位に10.68(地域単価 3級地)を乗じた額が利用者負担(1割・2割・3割)となります。					